

総 税 都 第 1 8 号
平成 2 2 年 4 月 1 日

各道府県税務主管部長 }
東京都主税局長 } 殿

総務省自治税務局長
(公 印 省 略)

「軽油引取税の課税免除について」の一部改正について

「軽油引取税の課税免除について」(平成 2 1 年 4 月 1 日付け総税都第 2 0 号)
の一部を別添新旧対照表のとおり改正しますので、適切に対処されますようよろしく
お願いします。

「軽油引取税の課税免除について」の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
記	記
<p>一 略</p> <p>二 船舶における動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅰ）</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）及び（2） 略</p> <p>三 航路標識等の公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅱ）</p> <p style="padding-left: 20px;">（一）～（四） 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（五） 自衛隊の使用する機械等の電源又は動力源の用途（令附則第10条の2の2①Ⅳ）</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）及び（2） 略</p> <p style="padding-left: 40px;">（3） 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。）<u>附則第4条の7</u>第5項に規定する機械には、自衛隊法第107条の規定により国土交通大臣の許可を受けないで設置し及び管理する航空保安施設及び航空交通管制用通信施設も含まれるものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">（六） 略</p> <p>四 鉄道又は軌道用車両の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅲ）</p> <p style="padding-left: 20px;">（一）～（三） 略</p> <p>五 農業、林業、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良並びに素材生産用の用に供する機械の動力源の用途（法附則第12条の2の7①Ⅳ）</p> <p style="padding-left: 20px;">（1） 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（2） 規則<u>附則第4条の7</u>第6項に規定する「農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者」とは、例えば、耕作にあつては耕起、代かき、</p>	<p>一 略</p> <p>二 船舶における動力源の用途（法附則第12条の2の4①Ⅰ）</p> <p style="padding-left: 20px;">（1）及び（2） 略</p> <p>三 航路標識等の公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途（法附則第12条の2の4①Ⅱ）</p> <p style="padding-left: 20px;">（一）～（四） 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（五） 自衛隊の使用する機械等の電源又は動力源の用途（令附則第10条の2の2①Ⅳ）</p> <p style="padding-left: 40px;">（1）及び（2） 略</p> <p style="padding-left: 40px;">（3） 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「規則」という。）<u>附則第4条の5</u>第5項に規定する機械には、自衛隊法第107条の規定により国土交通大臣の許可を受けないで設置し及び管理する航空保安施設及び航空交通管制用通信施設も含まれるものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">（六） 略</p> <p>四 鉄道又は軌道用車両の動力源の用途（法附則第12条の2の4①Ⅲ）</p> <p style="padding-left: 20px;">（一）～（三） 略</p> <p>五 農業、林業、委託を受けて行う農作業、農地の造成又は改良並びに素材生産用の用に供する機械の動力源の用途（法附則第12条の2の4①Ⅳ）</p> <p style="padding-left: 20px;">（1） 略</p> <p style="padding-left: 20px;">（2） 規則<u>附則第4条の5</u>第6項に規定する「農作業のうち基幹的な作業の全ての委託を受けて農作業を行う者」とは、例えば、耕作にあつては耕起、代かき、</p>

植付、刈取、脱穀などの作業のうち、専ら機械を用いて行われる作業のすべての委託を受け、委託者に代わって現実に農作業を行う者をいうものであること。

この場合において、委託を受けて行う農作業については、農作業委託に関する契約書など農作業受託作業の内容を証する書類により判断するものであること。

なお、農業を営む者が、自ら行う農作業に加えて、他の者から基幹的な作業の全ての委託を受け、委託者に代わって農作業を行う場合も、自ら行う農作業の用に供する機械の動力源の用途と合わせて課税免除の対象となるものであること。

(3) 略

(4) 規則附則第4条の7第7項に規定する「前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者」とは、立木の伐採及び搬出を行う事業を営む者で前年度における素材の生産量が千立方メートル以上の実績を有するものであること。

この場合において、前年度の素材の生産量については、売買契約書等の前年度の素材の生産量の実績を証する書類により判断するものであること。

(5)～(7) 略

六 鉱工業等の用途（法附則第12条の2の7①V、令附則第10条の2の2⑥）

(一)～(八) 略

(九) とび・土工事業（規則附則第4条の7⑧）

(1)～(3) 略

(十)～(十三) 略

(十四) 航空運送サービス業（規則附則第4条の7⑨・⑩）

(1) 「航空運送サービス業を営む者」とは、飛行場（規則附則第4条の7第10項に定める飛行場に限る。）において航空機への旅客乗降用設備

植付、刈取、脱穀などの作業のうち、専ら機械を用いて行われる作業のすべての委託を受け、委託者に代わって現実に農作業を行う者をいうものであること。

この場合において、委託を受けて行う農作業については、農作業委託に関する契約書など農作業受託作業の内容を証する書類により判断するものであること。

なお、農業を営む者が、自ら行う農作業に加えて、他の者から基幹的な作業の全ての委託を受け、委託者に代わって農作業を行う場合も、自ら行う農作業の用に供する機械の動力源の用途と合わせて課税免除の対象となるものであること。

(3) 略

(4) 規則附則第4条の5第7項に規定する「前年度の素材の生産量が千立方メートル以上である素材生産業を営む者」とは、立木の伐採及び搬出を行う事業を営む者で前年度における素材の生産量が千立方メートル以上の実績を有するものであること。

この場合において、前年度の素材の生産量については、売買契約書等の前年度の素材の生産量の実績を証する書類により判断するものであること。

(5)～(7) 略

六 鉱工業等の用途（法附則第12条の2の4①V、令附則第10条の2の2⑥）

(一)～(八) 略

(九) とび・土工事業_____

(1)～(3) 略

(十)～(十三) 略

(十四) 航空運送サービス業_____

(1) 「航空運送サービス業を営む者」とは、飛行場（規則附則第4条の5第10項に定める飛行場に限る。）において航空機への旅客乗降用設備

の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業を
営む者がこれに該当するものであること。

(2) 略

(十五) 略

(十六) 木材加工業（規則附則第4条の7⑪）

(1)～(11) 略

(十七) 木材市場業（規則附則第4条の7⑫）

(1)及び(2) 略

(十八) たい肥製造業（規則附則第4条の7⑬）

(1)～(3) 略

(十九) 自動車教習所業（規則附則第4条の7⑭）

略

(二十)及び(二十一) 略

の供用、航空貨物の積卸し若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業を
営む者がこれに該当するものであること。

(2) 略

(十五) 略

(十六) 木材加工業（規則附則第4条の5⑪）

(1)～(11) 略

(十七) 木材市場業（規則附則第4条の5⑫）

(1)及び(2) 略

(十八) たい肥製造業（規則附則第4条の5⑬）

(1)～(3) 略

(十九) 自動車教習所業_____

略

(二十)及び(二十一) 略